

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第24号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 深夜バスに係る片道普通券による旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 大人 別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 小児 前号の旅客運賃の額からその5割に相当する金額を割り引いて得た額 (10円未満の端数がある場合は、これを10円単位に四捨五入した額)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定める旅客運賃は、<u>回数券カード、トラフィカ京カード、市バスとくとくカード</u>又は京都市域共通回数券で支払うことができるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 この規程に定めのない事項については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程及び京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の定めるところによるものとする。</p>	<p>第4条 深夜バスに係る片道普通券による旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 大人 別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 小児 前号の旅客運賃の額からその5割に相当する金額を割り引いて得た額 (10円未満の端数がある場合は、これを10円単位に四捨五入した額)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定める旅客運賃は、京都市域共通回数券で支払うことができるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 この規程に定めのない事項については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の定めるところによるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)